

「民主主義を育てる法教育」

I 問題意識

民主主義はリンカーンの「人民の人民による人民のための政治」という言葉に要約される。ここで重要な点は「人民のための」という語句は「人民の人民による」という語句に連結してはじめて意義を有するという点である。つまり「人民のため」であれば有能なリーダーによる強圧的な政治、たとえば独裁政治であっても許されるという趣旨ではないのである。これは歴史の教える自明のことであるとの共通認識がある。

しかしそれを学校教育に当てはめてみると「生徒のため」に教員が強力なリーダーシップに基づいて教科教育を実践しているのと同じ構造であることに気づく。それに風穴をあけるのが「生徒の生徒による」教育実践である。法教育の特色に教員が指導者という立場から一歩退き、支援者として生徒の言語活動を促進するという手法がある。つまり「生徒の生徒による」活動が保証されているのである。この「生徒の生徒による生徒のための」教育実践を教科教育で実現するものとして法教育に挑戦してみた。

II 高等学校公民科現代社会「雇用と労働問題」

文部科学省による現代社会の目標は「人間の尊重と科学的な探究の精神に基づいて、広い視野に立って、現代の社会と人間についての理解を深めさせ、現代社会の基本的な問題について主体的に考察し公正に判断するとともに自ら人間としての在り方生き方について考察する力の基礎を養い、良識ある公民として必要な能力と態度を育てる」とある。ここにいう「主体的に考察し公正に判断する」という点に焦点化して「雇用と労働問題」に関する授業実践を構築してみた。

「雇用と労働問題」は少子高齢社会にあって現代社会の最も深刻な社会問題の一つである。これを法に関連付けて授業をすると次のような問題と困難を抱える。

問題の最も大きな点は、社会問題の多くの弊害を除去するために法が制定された、という理解を生徒がしてしまう点である。たとえば労働者の権利が

確保されていないという弊害のために、労働基準法が制定された。これを暗記することで問題が解消されたかの理解を生徒がしてしまうのである。さらに本来は契約自由の原則にもとづいて自由意思で雇用契約を結んでいるという原則の確認をしないままに、憲法第 27 条第 2 項「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」を引用して最低賃金法を暗記させてしまう。つまりなぜ契約自由の原則が修正されるのか考察しないままに生徒に指導してしまうのである。これでは法の意義を学習したことにはならない。

困難の最たるものは、法制の列挙を生徒に提示しなければならない教科指導の実態である。「雇用と労働問題」でいえば、労働三法をはじめ、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、障害者雇用促進法、労働者派遣法、パートタイム労働法、労働契約法などがいわゆる教科書に重要語としてあげられている。これらを法制の趣旨や法改正のポイントなどを時事問題とセットで指導しようとするれば、限られた時間の中で法制の列挙にとどまる可能性が大である。「生徒のため」に指導しようとする熱血教師であればあるほど、生徒の知らない重要語を網羅的にあげ、法制を列挙して教えこもうとする。それほど「雇用と労働問題」は複雑で多様な問題だからである。しかしそれでは「生徒のため」にならず本末転倒である。

Ⅲ 法教育の可能性

「雇用と労働問題」について、生徒の問題意識を知るためにアンケート（別紙 1 参照）を実施し、その結果（別紙 2 参照）をみると、「自分の将来の職業をイメージできていない」生徒が 39 名中 25 名おり、半数以上の生徒が職業の展望がないままに「雇用と労働問題」を学習することになっていることがわかった。これでは「雇用と労働問題」を切実な社会問題として認識することは難しいといえる。しかしながら、「雇用と労働問題」としてどのようなものがあるか事実に知識を問うと、過労や正規雇用の減少などの的確に現代社会の問題を知っていることがわかった。その上で「収入、安定、やりがい」の 3 要素を組み合わせて働き方の優先を問うと、「低収入だが安定的でやりがいもある」を選択した生徒が 29 名と最多であり、次に「やりがいはない

が安定的で高収入」が 7 名であることがわかった。共通項は「安定的」、つまり生徒の働き方として重要視されているのは「安定的な働き方」であるといえる。雇用の流動化＝雇用の柔軟性は、生徒の心象では不安定な働き方に見えるのかもしれない。またニュースなど報道されるいわゆる非正規雇用の雇止めなどが生徒の将来に暗い影を与えているのかもしれない。さらに現政権が成長戦略の一環として雇用制度改革に取り組み、これまでの雇用維持型（失業者を出さない）から労働移動支援型（転職しやすい）への転換を図ることを時事問題として提示すれば生徒の不安感を増大させるかもしれない。

「雇用と労働問題」を法に関連付けるとすれば、生徒を不安にさせる「解雇」に焦点化し、その「ルール」について考察させる法教育の可能性が出てくる。解雇ルールについていえば労働契約法第 16 条で「解雇は、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められない場合は、その権利を濫用したものとして、無効とする」というものがある。使用者側に対する解雇規制である。これを教育実践したものが次のものである。

IV 法教育授業例「雇用と労働問題」

高等学校公民科現代社会（2 単位）の大単元「現代の経済社会と私たちの生活」より「雇用と労働問題」（2 時間扱い）を 1 学年普通科普通コース（40 名）に授業実践した。

① 目標

求職活動を模擬体験することにより契約自由の原則を体験させ、なぜ契約は守らなくてはならないのか考察させるとともに、法の強制力に気づかせ、ときに合意があっても修正されることについて問題意識をもたせる（1 時間）。

使用者側と労働者側の 2 つのグループに分けて、それぞれのミッションを討議をしたものを発表させ、法律の専門家のコメントを参考にして、使用者側と労働者側を混合した新しい班で、解雇ルールを考察させることを通して、みんなのことはみんなで決めることという民主主義における法の意義を学習させる（2 時間）

② 内容

6 人班のうち求職側と求人側に 3 人ずつ分かれ、それぞれのミッション（別

紙 3、別紙 4 参照) にもとづいて就職活動をする。教材の段階でマッチングができていたので、求人側をシャッフルするだけで全員就職できるようにしてある。雇用契約が結ばれることで契約自由の体験をさせ、契約が守られる理由は自由意思にあることを学習する(別紙 5 参照)。その一方で法律の専門家より労働基準法違反を指摘されなぜ違反なのか解説を受けることで契約自由の原則の修正を学習する(1 時間)。

工場の閉鎖による突然のリストラを例(別紙 6 参照)にとり、使用者側には解雇理由を補強する根拠、労働者側はその対応策を自由に創造させ発表させ、法律の専門家より整理解雇の観点からコメントをもらい、それに触発されて新たな班で解雇ルールを考察させ発表させることで、法は固定的なものではなく、社会の変化とともに柔軟に変化し、自由で公正な社会を形成する重要なツールであることを学習する(別紙 7)。

③ 方法

40 人のクラスであるため、6 人班を 6 グループづくり、4 人は司会者として、生徒の発表を協力して黒板に板書するよう事前指導した。黒板は 2 面が上下に移動できる特別教室を用意し、板書事項を労働者側と使用者側を左右に対比し、それを上部に常に掲げることで思考の助けにした。

特に地元の 5 人の弁護士の先生の協力を得て、生徒同士の討議のサポート役をすることと法律の専門家としての解説やコメントをする役割をお願いした。教員は生徒と弁護士との橋渡しとして支援するとともに、授業のおわりにまとめをするという役割をした。

教材は、弁護士の先生と 1 ヶ月まえより会合を隔週で行い、より現実社会に近いものを模索し、いわゆる投げ入れ教材ではなく、正規の授業の教材として事前に教育課程に組み込んでおいた。

④ 法教育の授業を实践しての感想や苦労した点及び法教育授業の在り方についての考察・意見

突然のリストラという解雇に対して生徒が考える対応策として事前に想定していたものは、いわゆる労働三権に基づくものであったが、それらは裏切られた。つまり団体交渉権から労働組合に相談する、もし労働組合がなければ団結権から労働組合を結成する。労働基準監督署に相談する(行政)。裁判

に訴える（司法）。これらは全く出てこなかった。つまり小学校社会科、中学校社会科公民的分野で履修していた労働三権の知見は活用されなかったのである。これは筆者自身の指導を見直す契機となった。苦勞したのは、教材の精選である。あれもこれもではなく、あれかこれかと吟味し、時間をいかに短縮して2時間にまとめるか一番苦慮したところである。

しかしながら、複数の司会者が複数の生徒の声に耳を傾けながら、意見を黒板に板書し、それらを全員で確認し弁護士の先生からの実務的なコメントに触発されて一層議論が白熱する様は寒い教室の中で熱く燃えるようであった。法律の細かな点は知らなくても、解雇ルールの一つに「再就職先を紹介する」というものをあげる班もあり、創造力を発揮し論理的に説明する力が生徒についていた。換言すれば生きる力につながる意見が出た。

V みんなの法教育

「主体的に考察し公正に判断する」教育実践になったのであろうか。生徒の感想文の中に「ルールを作るときにはどんな立場の人も公平になるように考えなければいけないと強く感じた。」があり、一定の成果があった。さらに感想文を読むと「高校生はあまり雇用についてのルールを知りません。しかし、逆に知らないからこそ、「もしこうだったら」などという意見も考えることが出来ました。」と外側から知識を得るのではなく内側から知恵を出すことに気づいた生徒や「どこであろうと、おかしいルールがあったら、今日学んだことをもとに改善をうながすことができる社員になりたいです」と知見を活用しようとする生徒、さらには「様々なルールがどうやってできているのか考えていきたい」と法の根源に関心をもつ生徒がいることがわかった。多くの法制を列挙して学ぶよりも主体的に関わった解雇ルールづくりが生徒に何か変化を与えたようである。

「人民の人民による人民のための」政治が民主主義であるならば、「生徒の生徒による生徒のための」教育が法教育といえるのではないだろうか。

あてはまるものに○で囲んでください。

I 将来設計

自分の将来の職業を イメージできている。 イメージできていない。

II 自分の知っている雇用と労働問題を知っているだけ書いて下さい。

III グループで相談してどの雇用と労働問題が一番重要か話し合ってください。

IV IIIを発表してください。

V 次の働き方のうち自分にあっているものを1つ選んで下さい。

- ①やりがいはないが安定的で高収入 ②低収入だが安定的でやりがいもある
③やりがいもなく低収入だが安定的 ④不安定だが高収入でやりがいもある
⑤やりがいもなく不安定だが高収入 ⑥低収入で不安定だがやりがいはある

VI Vの理由をおしえてください。

ミッション「都合のよいところに就職する」

草町花子さんの事情

最近協議離婚した。自宅土地家屋は夫から譲ってもらった。子どもは自分が引き取った。子どもは自宅から保育園に通っている。近くに祖父母が住んでいないため、自分が子どもの送り迎えをしなくてはならない。

本人の思い

子どもの養育費は毎月 3 万円もらい、母子手当が毎月 1 万円支給されるが、それだけでは生活ができないので、正社員として働きたい。土地家屋はいざというときのために残したいので売却する気はない。夕方早めに仕事を終わらないと子どもの迎えができないので自分に合う仕事があるかどうか心配している。

ミッション「都合のよいところに就職する」

白島太郎さんの事情

ひとり暮らしの大学生である。順調に単位をとっているので週に一日しか講義に出なくてもよくなっている。最近実家の父親がリストラにあい、母親のパートだけでは生活できず貯金を切り崩して生活し始めた。弟は私立高校に通っている。弟は部活をやめると言っている。

本人の思い

年齢を考えると父親の再就職がすぐには実現できそうにないので、なんとか家庭を助けたい。弟には絶対高校を卒業させてやりたので、最悪の場合には大学を休学して働いてもいいと思っている。車の免許とか資格は持っていないが体力には自信があるのでどんな仕事でもできそうな気がする。

ミッション「都合のよいところに就職する」

牛田権造さんの事情

10年前に会社を定年退職した。母親と妻との3人暮らしで子どもはいない。年金で妻と生活を送っていたが、最近妻に先立たれ、介護していた母親が急に認知症を発症してしまった。母親はトイレに一人では行けないのでヘルパーをお願いしているが午後3時には帰ってしまう。

本人の思い

母親の介護では妻に苦勞をかけた。定年後再就職もせず家事を手伝ってきたが、妻を失い辛い日々である。母親が認知症を発症し、社会から孤立しているようで寂しさが募るばかりである。経理で働いていた頃が懐かしい。自分にできそうな仕事があれば社会とかかわっていきたいが、この年で雇ってもらえるか心配である。

ミッション「自社に都合のよい人を雇う」

会社概要：全国にチェーン店舗のある大企業であり、
交通手当（1万円を上限とする）や扶養手当
（一人3千円支給）など福利厚生がある

職務内容：事務職

勤務地：博多、広島、大阪、名古屋、東京、札幌

勤務時間：8：30 から 17：30 まで

賃 金：月給14万円（基本給）

休 日：土日祝日

社会保険：雇用保険、健康保険、年金保険あり

ミッション「自社に都合のよい人を雇う」

会社概要：広島市内に急成長してきた飲食店であり、
現在10店舗であるが業務拡大を考えて
おり、バリバリ働く人を求めている

職務内容：ファミリーレストラン店長

勤務地：広島市内

勤務時間：原則として10：30から19：30まで
(管理職なので多少多めに働くこともある)

賃 金：月給20万円(基本給)、店長手当1万円、
残業手当一律2万円あり

休 日：週休2日制(土日祝日とは限らない)

社会保険：雇用保険、健康保険、年金保険あり

ミッション「自社に都合のよい人を雇う」

会社概要：東広島市にある従業員4人の家族経営の建設会社で長年経理担当をやった人が退職したので簿記の資格がある人を探している。

職務内容：経理

勤務地：東広島市

勤務時間：原則として10：00から15：00まで

賃 金：時給700円

休 日：土日祝日

社会保険：なし

I 本日の流れ

①「就職面接をしよう」

- ・求人側（使用者）3人と求職側（労働者）3人に分かれる
- ・それぞれ自分のミッションを読む（他の人には見せない）
- ・机を3対3に向きあわせて就職面接を開始する
- ・合意できなかつたら求職側が席を移動して別の求人側と就職面接をする
- ・合意ができたなら司会者に挙手して報告し机・椅子を元に戻す

②「グループ討議をしよう」

- ・話し合いの準備（顔が見えるように座る）をする
- ・話し合いの手続き（司会者、発表者を決める）をする
- ・話し合いの公平（少数意見を尊重する）に気をつける
- ・時間がきたら机・椅子を元に戻す

II 「就職面接をしよう」

「働きませんか」「はい、働きます」や「雇って下さい」「はい、雇いましょう」のようにお互いの意思が合致すれば（ ）が成立する。

契約をするかしない、どんな相手と契約するか、どんな内容にするか、どんな方法にするかは契約をするお互いに原則として任せられている。

これを（ ）の原則という。

III グループ討議

IV 本日のまとめ

国家はできるだけ私人の生活に干渉すべきではないという私的自治の考え方があ。それは（ ）を尊重しているからである。

いわゆる労働法によって契約自由の原則が修正されるのは（ ）するためである。そこに労働法の意義がある。

会社側ミッション

会社事情:工場を2つ持っている。経営不振なので、北工場を閉鎖した。それで北工場に勤めている白島さんをクビにした。

ミッション:「北工場を閉鎖した」以外に白島さんをクビにするもっともらしい理由を考えて下さい。

労働者側ミッション

白島さん事情：高校を卒業して北工場で30年も勤めている。しかも無遅刻無欠勤で頑張ってきた。突然クビにされて、家族の生活を思うといたたまれない気持ちになっている。

ミッション：クビにされる前に時間がタイムスリップしたとしたら、白島さんがクビにならないようにするにはどのような対応策があるだろうか、対応策としてもっともふさわしいものを考えて下さい。

I 本日の流れ

① 「なぜ突然リストラ？」

- ・会社側3班と労働者側3班に分かれる
- ・各班のミッションを読む（他の班には見せない）
- ・意見が一つでも出たら挙手をして司会者に報告をする
- ・机・椅子の体勢はそのままにしておく

② 「グループ討議をしよう」

- ・求人側（使用者）3人と求職側（労働者）3人に分かれる（21日の体勢）
- ・話し合いの準備（顔が見えるように座る）をする
- ・話し合いの手続き（司会者、発表者を決める）をする
- ・話し合いの公平（少数意見を尊重する）に気をつける
- ・時間がきたら机・椅子を元に戻す

II 「なぜ突然リストラ？」

①使用者「あなたをクビにします」 → 労働者
これを解雇という

②労働者「会社を辞めます」 → 使用者
(これを退職届という)
これを辞職という

③労働者「会社を辞めさせてください」 → ← 使用者「了解」
(これを退職願という)
これを合意退職という

III グループ討議

IV 本日のまとめ

雇用と労働問題には多様な問題がある。現代社会には多様な問題があることを前提に、それを解決できる社会が理想である。

そのためには、

()

ことが重要である。

そこに法の意義がある。

この二時間の授業を受けとみて、私たちの
生活（特に雇用や労働）にとって法律やル
ルがととも必要で、大切なものなんだ、と思
いました。会社側には会社側の意見や都合が
あり、労働者側には労働者側の意見や都合が
ある。そういう社会のうちで、会社側も労働
者側も、どちらも納得いくルールを作るのは
大変だけど、そういうルールを作ることはと
ても重要だと思いました。

普段、雇用や労働、就職や解雇に触れるこ
とがありませんが、この授業でそれらにフ
と自分たちで考え、意見を出し、勉強するこ
とがびきり、とても楽しかったです。よい経験に
なりました。思います。また、弁護士の先生方に
も来ていただいたので、細かい法律やあまり触れ
ないところの法律に触れることがびきり、教科
書の中だけじゃなくて、本当に勉強がびきたと思
います。この授業のおかげで法律に興味を持
つことがびきたし、法律の必要性が少しびも

乙 知らば知らば間不孝な扱ひを受けないよう
また 雇用の時は不孝な扱ひをせぬように
これかゝ生きていきたいと思わされ、関心
を高められ左授業だ。たと思ひます。

今回の授業で、現代の社会には、様々な雇
 用と労働問題が存在し、その多くが理不尽な
 理屈下まかり通っているんだと分かりました。
 特に、リストラにおいて、人員削減の為に
 無 意にクゼにしたり、一生懸命働いた実践
 等も関係なく、辞めさせられたりする現状が
 あります。

この状況は、一人一人を尊重した、公のル
 ールが曖昧な所に原因があります。仕事は、
 自分や家族の一生を決める、大切なもので、
 それを、ルールも無いに勝手に判断で軽々し
 く決めてはいけません。会社側も労働者側も
 納得のいく、そしてお互いを尊重したルール
 を作る事が、唯一の解決策ではないかと思い
 ました。

法は、このまうなルールの見本だと私は思
 います。皆の納得いく、尊重し合える"ヤ
 て必ず守らなければいけない。みんなルール
 が、どんな場でも作りか、使われると良いと

思
い
ま
し
た。

今回雇用の問題について班で考えを出し合
ったりしました。私達は高校生なので、あま
り雇用についてのルールを知りません。しか
し、逆に知らないからこそ、もしこうだっ
たら、などという意見を考えることができま
した。最初からその知識を持っていたなら、
もしこうだった。いや、それは無理だ。
となり、思考が制限されてしまっただと思いま
す。それは今回の授業が持つ良点だと思いま
す。
また、弁護士の方が授業に参加されていた
のも授業の意味を深める一つの要因だと思
いました。専門家の意見なると、普段聞くこと
ができないので、貴重な体験となりました。
大変簡潔に、そして分かりやすく説明が印象
的でした。
最後に「雇用」というお題はとても良かった
と思います。私達高校生は個人で早さや差はあれ
ど、その内社会に出て行きます。労働者とし

わ
か
っ
た
の
じ
、
と
も
よ
か
っ
た
じ
す
。

あ
り
が
と
う
じ
ざ
い
ま
し
た
。

今回の二回の授業で、雇用に関するルール
とその存在意義がわかった。ルールを定める
ことは全員が納得して解決することには必要不
可欠で、これは雇用だけでなく全てのルール
に關していえることだと思った。
これからの生活では、そういういた様々なる
ルールがどうやってできているの考えていきな
いと思う。

雇用と労働には多様な問題がある、それ
らを解決するのは難しいというところから、
た。今回の授業では、みんなが様々な視点で
考えた意見を聞くことの中で、とても勉強
になった。
それと、この班の具体的な事を聞くこと、何か
公平なのか、少なからず差があると感じた。
その差が、授業で学んだ雇用と労働の問題に
題が起ころ、それより原因なのか、それと
思った。互いが納得した上で合意できるル
ルを作るのは思っていたよりも難しかった。
また、精神には強制力があるのは、公平だか
らなのだと、うなずくことも、この授業で学ぶこ
ができた。
色々な視点があつて複雑なものだけれど、
護士の方の意見も聞くこともできたので、こ
の授業でもっとも理解も深まることかできてい
ました。

私は、今まで働いたことかありません。しかし、前回、そして今回の授業のように、働いている側、雇う側両方の立場に立ってみんなで考え、意見を出し合うというのは、すごく貴重な体験になりました。

特に心に残ったのは、今回の授業で扱った解雇ルールを考えると、会社側の立場で考えるのと、働く側で考えるのは、意見が正反対になります。それをふまえて、両方に都合の良いルールを考えるのが難しかったです。

僕は将来何になりたいか、どこで働きたいかはまだ決まらずにいます。どこであろうとおかしなルールがあったら、今日学んだことをもとに改善をうながすことができる社員になりたいです。

今日の授業を聞いて、法について興味を持つことができました。これから社会人になるべくいく上で、就職やリストアップでいろいろある(困惑)がまちかまえでいろいろありますが、今日の経験を生かして頑張りたいと思います。そして、このように本物の弁護士の人の話を聞くことはあまりない経験だし、丁寧に説明してくれてたのでよかったです。最初は議論な人らしくて、面白くも思ってたけど、案外楽しくて、自分も意見を言わせてよかったです。ぼくは、理系の下弁護士や政治関係の仕事にはつかないけど、これからは生えていく中で、法を使っていく場面があると思うので、これを機に、法律について少し勉強してみようかなと思います。また機会があればやりたいて思いました。

「ルール」といふものが改められた。普通段から私たちが同様に扱われるべきである。それからみななが納得がするものでないといけないう思われた。ルールの製作とせよにせよん立場の人も公平にならうにせよせよけいせよと強く感じた。また私たちがまだ学生だけど、いずれは社会に出て行く。その時は多分企業に雇われる人になると思う。今は雇用とかあまり身近ではない。でも今の日本では雇用に関する問題が多いように思われる。だから考えておく方がいい。こののではなかりかと思われた。これはから雇用や労働に関する知識や考えを持つために、新聞やニュースを見ようと思われた。あと、いっさいお人の立場になつて物事を考えて、行動するように心がけようと思つた。

一年七組

十番

梶原

百夏

雇用に関する事は、今の私たちにとつて身近なことではないので、今まで深く考えたことがありませんでした。しかし、ほとんどの人が将来向き合つていくべきことなので、今のうちに考えをみることも大切だと思ひました。求人側と求職側の両方の立場の気持ちを考へることは、なかなかなく、貴重な経験なので、楽しむことができました。また、将来、どちらかの立場におかれたとき、役に立つといいなと思ひました。

弁護士の方と話すのが初めてだったので、少しきんちやうしました。が、いい経験になりました。

一年七組 十九番 佐伯 優幸

雇用と労働についてあまり考えたことがな
かっただけど、2時間の授業でよく考えら
れたと思ひます。働く人も雇う人もいろ
いろ事情がある中で契約が成立していろ
のは考えるところだと思ひました。また、
雇用や労働についてたくさんの知らなかつ
た法律を学びました。労働問題などが起
こつた時、どこに行けばいいのかも分
かりました。今日やつた、リストラム
も将来自分が働く時になつてあるかも
しれないので、授業を受けることがで
きてよかつたです。話し合う内容は難
しかつたけど、みんな納得のいくよ
うな意見ばかりです。二いと思ひまし
た。弁護士の先生がたくさん来てす
ぐ二い。公平なルールを決めること
は難しいけれど、公平なルールが
できればみんなが幸せな世の中にな
ると思ひます。そんなルールが
できればいいと思ひます。